

---

令和5年度  
第12回千歳市農業委員会総会議事録

---

千歳市農業委員会

---

令和5年度第12回千歳市農業委員会議事録

---

日 時 令和6年3月22日(金) 10時02分開会  
10時40分閉会  
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員16名、欠席委員4名)

1番	平 沖 道 徳	欠 席	
2番	今 務	出 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	出 席	
5番	高 橋 正	出 席	
6番	今 鉄 雅	欠 席	
7番	宮 澤 徳 夫	出 席	
8番	山 形 繁 雄	出 席	
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	
10番	川 端 智 之	出 席	
11番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
12番	片 桐 好 英	出 席	
13番	平 井 久	出 席	
14番	藤 田 勝 久	出 席	
15番	清 水 利 一	欠 席	
16番	樋 口 司	欠 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	議事録署名委員
19番	工 藤 信 二	出 席	議事録署名委員
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 石 博 司
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	小 野 美 幸
農地係主任	松 川 裕

### 3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
  - 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
  - 報告第 2 号 専決処分の報告について  
（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
  - 報告第 3 号 農地利用集積計画の変更について
- 日程第 6 協議の部
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 令和 5 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第 4 号 令和 5 年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)について
- 日程第 7 その他

---

## 議 事 次 第

---

### < 日程第 1 開会宣言 >

事 務 局 長      ただ今から、令和 5 年度第 12 回農業委員会総会を開会いたします。本日、1 番、平沖委員、6 番、今鉄雅委員、15 番、清水委員、16 番、樋口委員が欠席する旨、届出がありました。

よって、委員 20 名中、16 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

---

### < 日程第 2 会長挨拶 >

会 長            皆様、おはようございます。

議会開催中と言う事で、時間が午前中になりましたが、本日もよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。( 10 : 03 )

---

### < 日程第 3 議事録署名委員の指定 >

議 長            日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、18 番、中村委員、19 番、工藤委員を指名いたします。

---

### < 日程第 4 諸般の報告 >

議 長            日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事 務 局        令和 5 年度第 11 回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布しております資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

---

< 日程第 5 報告の部 >

---

【報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）

議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（10：03）  
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 1 ページをお開きください。  
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。  
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。なお、整理番号 12 の被相続人は さんであります。  
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。  
事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。  
  
(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

---

【報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 2 ページをお開きください  
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 10 件で、土地の所在等は議案書 2 ページから 4 ページのとおりです。

はじめに、議案書 2 ページ、整理番号 39 は、経営移譲を受け使用貸借している農地の一部に農業用施設を建設するため解約する案件であります。

後ほど、議案第 2 号において、農地法第 5 条に基づく転用案件としてお諮りする予定であります。

次に、整理番号 40 につきましては、借主から解約の申し出があったため合意解約された案件であります。後ほど議案第 1 号において、農地法第 3 条による使用貸借案件としてお諮りする予定であります。

次に、整理番号 41 につきましては、世帯内貸借されていた農地について、隣接地の耕作者である 〇〇〇 さんに賃貸借することが決まったため解約する案件であります。後ほど議案第 3 号において、農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

次に、議案書 3 ページ、整理番号 42・43 につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります。

後ほど、議案第 1 号において、農地法第 3 条による売買案件としてお諮りする予定であります。

次に、整理番号 44 につきましては、借主を変更するため解約する案件であります。後ほど議案第 3 号において、農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

次に、議案書 3 ページから 4 ページ、整理番号 45 から 47 までにつきましては、〇〇〇 さんの離農に伴い解約する案件であります。

今後の利用者については現在地域で調整中であり、決まり次第、来月以降の総会でお諮りする予定であります。

次に、議案書 4 ページ、整理番号 48 につきましては、〇〇〇 さんの規模縮小に伴い解約する案件であります。今後の利用者については現在地域で調整中であり、決まり次第、来月以降の総会でお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第3号 農用地利用集積計画の変更について】

- 議 長 次に報告第3号を議題といたします。  
事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第3号について、ご説明申し上げます。  
議案書5ページをお開きください。  
千歳市長から、農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。今月の報告は3件です。  
議案書6ページをお開きください。  
令和4年度第1号農用地利用集積計画における利1及び利2であります。上段が変更前、下段が変更後となります。  
変更箇所は、面積及び賃貸料で、変更理由は、〇〇川の改修工事に伴う土地収用によるものです。  
次に、議案書7ページをお開きください。  
令和5年度第1号農用地利用集積計画における利1及び利2であります。上段が変更前、下段が変更後となります。  
変更箇所は、面積及び単価で、変更理由は、〇〇川の改修工事に伴う土地収用によるものです。  
最後に、議案書8ページをお開きください。  
令和5年度第1号農用地利用集積計画における利8及び利9であります。上段が変更前、下段が変更後となります。  
変更箇所は、面積及び賃貸料で、変更理由は、内地番で賃貸借を行っている新川〇〇〇〇について土地を測り直したところ契約面積の誤りが発覚したためです。  
以上、報告第3号について、ご説明申し上げます。  
事務局からは以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。  
  
(質問なし)
- 議 長 質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

---

< 日程第 6 協議の部 >

---

【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

- 議 長 次、日程第 6、協議の部に入ります。(10:10)  
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案第 1 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 9 ページをお開きください。  
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。  
今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 2 件、使用貸借権設定が 1 件です。  
当日配布資料の 1 ページから 10 ページに、議案第 1 号資料として地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。  
初めに、整理番号 29 は、新規就農者の さんが、さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。当日配布資料 1 ページの、点線の丸で囲っている、細長い形状の土地になります。  
なお、当該地については〇〇〇〇の隣接地となります。  
次に、整理番号 30 は、報告第 2 号整理番号 40 で解約のあった農地について、 さんが、 さんから農地を借り受ける使用貸借案件です。  
続きまして議案書 10 ページをお開きください。  
整理番号 31 は、報告第 2 号整理番号 42、43 で解約のあった農地について、これまで賃借していた さんが、 さんから買い受ける所有権移転案件です。  
土地の所在等につきましては、議案書 9 ページから 10 ページまでのとおりです。  
整理番号 29 から 31 までは、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上、整理番号 29 から 31 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。  
事務局からは以上であります。



議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号 29 について、農地小委員会で協議しておりますので、鈴木委員長から協議結果について報告願います。

鈴木委員長 2月29日に、令和5年度第4回農地小委員会を開催し、議案第1号、整理番号29に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。

当案件については、新規就農者である さんから、営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。

その結果、当案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

---

#### 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議 長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

当日配布資料の11ページから12ページに、議案第2号資料として地番図等を添付しております。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は1件です。

整理番号8は、報告第2号、整理番号39で解約のあった農地に、農業用施設を建設する転用案件となります。

転用を行う土地の所在等は議案書 11 ページのとおりです。

当該地の農地区分については、用途変更の手続き中であり、手続き完了後は農用地区域内農業用施設用地に区分されます。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては 30 a 未満の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

( 質疑なし )

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

---

【議案第 3 号 令和 5 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定について】

議 長 次に議案第 3 号、令和 5 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 12 ページをお開きください。  
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。

当日配布資料の 13 ページから 14 ページに議案第 3 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、利用権設定が 3 件になります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

はじめに、整理番号利 83・84 は、報告第 2 号整理番号 41 で解約のあった農地について、公益財団法人道央農業振興公社を介して賃貸借契約を行う案件になります。

次に、整理番号利 85 は、報告第 2 号整理番号 44 で解約のあった農地について、借主を変更して賃貸借契約を行う案件になります。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。

以上、整理番号利 83 から利 85 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。  
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

---

【議案第 4 号 令和 5 年度の言う業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)について】

議 長 次に議案第 4 号、令和 5 年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表(案)及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題とします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 4 号について、ご説明申し上げます。  
議案書 13 ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況を公表するため、令和 5 年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)を策定したので、審議意見を求めます。

それでは、審議事項について、一括してご説明申し上げます。

本日はご審議いただき令和 5 年度の最適化の推進、事務の実施状況(案)と令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)は、審議・決定いただいた後、4 月中に北海道農業会議への提出、ホームページでの公表及び北海道を經由し国へ提出する予定となっております。

議案第 4 号、当日配布資料別紙をご覧ください。

なお、網掛け部分は昨年度の実績、計画より変更があった部分となっております。

まず、最適化の推進、事務の実施状況(案)の 1 ページ目については、それぞれの統計調査等の公表された数値を記載しております。

認定農業者数は農水省認定 2 件、北海道認定 10 件と石狩振興局認定 3 件、千歳市認定の 139 件を合わせまして 154 経営、基本構想水準到達者、いわゆる認定農業者の更新をしなかった又は要件を満たさず、7 経営となっております。

認定新規就農者は根志越の さん、1 経営となっております。

農業参入法人は 株式会社、 株式会社、  
有限会社の 3 経営となっております。

2 ページに移りまして、最適化活動の実施状況の 1 最適化活動の目標の(1)の および については昨年作成した目標の数値を記入しております。 の実績については、本総会案件も含んだ数字で、記載しております。(2)遊休農地の発生防止・解消、 についても昨年の目標の数値を記載しております。

なお、緑区分とは草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地、黄区分は草刈り等により直ちに耕作することはできないが基盤整備等の実施により再生可能となる農地のことです。

3 ページに移りまして、 の実績については、解消には至らなかったため 0 としております。

その他については、令和 5 年度の農地パトロールの実績の基づき表の通り掲載いたしました。

(3)新規参入の促進については、 は昨年度作成した目標に基づき記載しております。

の目標については表の下のコメ印の指示に基づき、記入しております。

4 ページに移りまして、 の実績について5年度は新規就農者はおりませんでしたので0で掲載しております。

2 最適化活動の活動目標の(1)(2)については農地パトロールの目標と実績に基づき掲載しております。

5 ページに移りまして(3)新規参入相談会への参加、 についても、目標と実績に基づき掲載しております。

目標の達成状況の標語につきましては下記の点検・評価結果に基づき記載することになっており、最後のページをご覧ください。

北海道農政部長通知の農業委員会による最適化活動の推進等についてから抜粋しております、別表、目標の達成状況の標語の適用方法に基づき、ただいま説明した実施状況で表2の(1) が3点、 が1点、 が1点、(2)の が各1点で合計7点になりますので、表1の下から2段目の目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。

6 ページに戻りまして、 事務の実施状況については事務局で把握している本総会案件も入れた数字で、5年度の事務状況を記載しております、詳細は6ページをご覧ください。

続きまして、7ページ、ここからは令和6年度の目標になります。

の農業委員会の状況は、実施状況と同じ内容となっております。

の1最適化活動の成果目標の(1) の現状及び課題は現状に合わせた内容となっております。

8 ページへ移りまして、 の目標の集積率については、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき100.4%とし今年度末の集積面積については5年度の実績に基づき記載しております。(2)遊休農地の解消の 現状及び課題については現状に合わせた内容となっております。

の目標については、表下のコメ印の指示の通りの数字を記載しております。(3)新規参入の促進についても同じく指示の通りの数字を記載しております。

最後の9ページの2最適化活動の活動目標については、農地パトロールや新規就農相談会についての実施目標を掲載しております。

事務局からは以上です。

議

長

事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、農政小委員会で協議しておりますので、山形委員長から協議結果について報告願います。

山形委員長

令和6年2月29日開催の農政小委員会での協議結果について報告いたします。

農業委員会等に関する法律、第37条で農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地の利用の最適化の推進状況や、その他、事務の実施状況について、公表することが定められております。

農政小委員会といたしましては、ただ今、提案しております令和5年度の実施状況(案)は適切であること、また、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)に沿って、農業委員会が一体となり各種事業を積極的に推進する旨を確認し、総会へ諮ることで意見を集約したところであります。私からは、以上であります。

議

長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議

長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議

長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

議

長 これて本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議

長 なければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

口頭 北海道農業会議永年勤続表彰について

資料1 利用状況調査結果についてについて

資料2 千歳市賃借料情報について

資料3 令和6年度総会日程について

資料4 農業者年金制度の充実に関する要望の取りまとめ

口頭 第2回農業者年金加入推進班会議について

---

<閉会宣言>

議

長

これをもちまして、本総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。(10:40 閉会)